

医療費の限度額適用認定と食事代の減額申請を！

■70歳未満の国民健康保険加入者

70歳未満で国民健康保険に加入している人の入院・外来の医療費は、医療機関に自己負担分の全額を支払い、その額が自己負担限度額（別表1）を超えたときは、超えた分が「高額医療費」として後から払い戻されています。しかし、事前に申請して「限度額適用認定」を受けると、支払う医療費の額が自己負担限度額までとなります。

また、入院時の食事代は一食当たり260円です。住民税非課税世帯の人は事前に申請をすると、食事代（別表2）が減額されます。

70歳未満の自己負担限度額（月額）が平成27年1月から変わります

◆平成26年12月まで 別表1

住民税課税世帯	上位所得者 ^{注1}	150,000円 ^{注2} (83,400円)
	一般	80,100円 ^{注3} (44,400円)
住民税非課税世帯		35,400円 (24,600円)

注1：上位所得者…基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯。
注2：医療費が500,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算。
注3：医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算。

◆平成27年1月から

所得区分	901万円以上	252,600円 ^{注4} (140,100円)
	600万円以上 901万円以下	167,400円 ^{注5} (93,000円)
	210万円以上 600万円以下	80,100円 ^{注6} (44,400円)
	210万円以下	57,600円 (44,400円)
住民税非課税世帯		35,400円 (24,600円)

注4：医療費が842,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算。
注5：医療費が558,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算。
注6：医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算。
※()内の額は、過去12カ月以内に同じ世帯で4回以上の高額療養費の支給を受けたときの4回目以降の額。

■70歳以上の国民健康保険(高齢受給者)と後期高齢者医療制度加入者

70歳以上で国民健康保険に加入している人(高齢受給者)と、後期高齢者医療制度に加入している人(65~74歳で一定の障がい認定を受けている人を含む)の入院時の食事代と医療費の自己負担限度額は、別表2・3のとおりです。

ただし、住民税非課税世帯の人は事前に申請して「限度額適用・標準負担額減額認定」を受けないと、食事代と医療費の自己負担限度額がそれぞれ住民税課税世帯の額となります。

◆食事代(1食あたり) 別表2

住民税課税世帯	260円	
住民税非課税世帯	過去12カ月の入院日数が90日までの場合	210円
	過去12カ月の入院日数が90日を超える場合	160円
住民税非課税世帯で、年金や農業などの所得がそれぞれ0円となる世帯の人(高齢受給者・後期高齢者医療制度加入者のみ)		100円

◆自己負担限度額(月額) ※70歳以上 別表3

現役並み所得者 〔課税所得145万円以上〕	80,100円 ^{注7} (44,400円)
住民税課税世帯	44,400円
住民税非課税世帯	24,600円
住民税非課税世帯で、年金や農業などの所得がそれぞれ0円となる世帯の人	15,000円

注7：医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算。
※()内の額は、過去12カ月以内に同じ世帯で4回以上の高額療養費の支給を受けたときの4回目以降の額。

▶申請方法=いずれも入院または外来を受診する前に、本庁・国保年金課または各支所担当課で申請してください。また、すでに認定を受けている人も7月31日④で有効期限が切れますので、8月中に同課で再度申請してください。

なお、申請するときは国民健康保険の保

険証を持参してください。※減額の認定はいずれも申請した月の初日になります。入院した翌月に申請した場合、高額医療費はさかのぼって払い戻しを受けることができますが、食事代は払い戻しが受けられませんので、入院することがわかったら、早めに申請してください。

圖本庁・国保年金課/各支所担当課

募集イベント

※詳しいことは圖にお問い合わせください。

明るい選挙啓発作品 コンクール作品募集

選挙に関心を持ってもらうとともに、今後の明るい選挙を推進するために、独自の印象的な作品を募集します。

《ポスターの部》

- 対象Ⅱ小・中学生、高校生。
- テーマⅡ「明るい選挙」。
- 規定Ⅱ画用紙の四ツ切(542×382mm)、八ツ切(382×271mm)もしくはそれに準ずる大きさのもの。

《習字の部》

- 対象Ⅱ小学3年生から中学3年生まで。
- テーマⅡ小3「代表」、小4「政治」、小5「投票」、小6「選挙」、中1「義務」、中2「国民権」、中3「地

- 方自治」。
- 規定Ⅱ和半紙(縦33cm×横24cm)。
- 応募方法Ⅱ作品に住所、氏名、年齢(学校名・学年)を記入し、9月12日④までに〒863-8631(住所記載不要)天草市役所・選挙管理委員会事務局へ郵送または持参してください。各支所担当課でも受け付けます。
- 圖本庁・選挙管理委員会事務局

オリーブ料理レシピ コンテストを開催

- 応募部門Ⅱ小・中学生部門・高校生・一般部門。
- ※小・中学生部門はグループでの応募も可。

- 応募規定Ⅱ①天草の食材と、オリーブまたはオリーブオイルを使った料理やお菓子が対象②4人分の材料代は2千円以内とし、調理時間は1時間以内とする③料理名をつける(ただし、作品は未発表のものに限る)。
- 応募方法Ⅱ9月8日④ま

で、応募用紙(市オリーブ振興協議会(本庁(別館)・産業政策課内)に備え付け、各学校に配布、市ホームページに掲載)に必要事項を記入し、〒863-0048市内中村町10-8-2 天草市オリーブ振興協議会(天草市役所・産業政策課内)へ郵送または持参してください。

- 選考方法Ⅱ①1次審査(書類審査)：9月末②2次審査(試食審査)：10月26日③。

- 表彰Ⅱ●最優秀賞1点(図書券3千円とエクストラバージョンオリーブ1本(4千円相当))
- 優秀賞2点(各部門1点ずつ)(図書券2千円とエクストラバージョンオリーブオイル1本(2千円相当))
- 入賞7点(エクストラバージョンオリーブオイル1本(2千円相当))。
- 圖市オリーブ振興協議会(本庁(別館)・産業政策課内)

本渡歴史民俗資料館 夏期特別展 「宮本常一と天草 - “離島”を旅する -」

と き 7月19日⑤~9月28日⑥
午前8時30分から午後5時まで(同4時30分まで入館)
※月曜日休館(ただし、7月21日⑥・9月15日⑥は開館、翌日火曜日休館)。

ところ 本渡歴史民俗資料館(今釜新町)

◆内容=民俗学者の宮本常一氏(山口県周防市)が、昭和35~同39年にかけて撮影された天草の風景などの写真パネル100点や、撮影地の現在の写真パネル約50点、天草の当時のようすがわかる資料などを展示。

「写真に残したい天草の景色」の写真募集

夏期特別展の期間中、小・中学生、高校生を対象に募集します。写真は随時、同資料館に展示します。ぜひ、ご応募ください。



▲昭和35年の牛深港のようす

圖本渡歴史民俗資料館 ☎ 5353